

議案第十六号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十四の項中「に建築基準法」の下に「第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、七十七の二の項に掲げる額の手数料を、同法」を加え、同表の七十五の項から七十七の項までの規定中「計画に」の下に「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物については、一の建築物について、七十七の二の項に掲げる額の手数料を、」を加え、同表の七十七の項の次に次のように加える。

<p>七十七の二 建築基準法第六 条第四項の規定に基づ く建築物に関する確認の 申請に対する審査に係 る構造計算適合性判定に係</p>	<p>構造計算適合性判定 手数料</p>	<p>構造計算適合性判定を要する一 の建築物の床面積に応じ、次に掲 げる額 ア 千平方メートル以内のもの (1) 構造計算が建築基準法第二</p>	<p>確認申請のとき。</p>
---	--------------------------	---	-----------------

九十二の二 建築基準法第
 十八条第三項の規定に基
 づく建築物に関する通知
 に対する審査に係る構造
 計算適合性判定に係る審
 査

構造計算適合性判定
 手数料

る額 建築物の床面積に
 応じ、次に掲げ
 る額

ア 千平方メートル以内のもの
 (1) 構造計算が大臣認定プログラ
 ムにより行われたもの
 十
 一万千円
 (2) 構造計算が大臣認定プログラ
 ム以外の方法により行われ
 たもの 十五万九千円

イ 千平方メートルを超え、二千
 平方メートル以内のもの
 (1) 構造計算が大臣認定プログラ
 ムにより行われたもの
 十
 三万七千円
 (2) 構造計算が大臣認定プログラ
 ム以外の方法により行われ
 たもの 二十一万二千円

ウ 二千平方メートルを超え、一
 万平方メートル以内のもの
 (1) 構造計算が大臣認定プログラ
 ムにより行われたもの
 十
 五万円
 (2) 構造計算が大臣認定プログラ
 ム以外の方法により行われ
 たもの 二十四万三千円

通知のとき。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

構造計算適合性判定手数料を定める必要がある。